

産業構造の変化と国土・環境問題（下）

奥 地 正

目 次

- I 「低成長」経済と日本の国土・環境問題
 - 1 日本経済の重化学工業化と公害・環境破壊
 - 2 「高度成長」の崩壊と国土・環境問題
- II 産業構造の「高度化」とハイテク公害
 - 1 先端技術産業とテクノポリス
 - 2 IC産業の展開と地下水汚染
 - 3 ハイテク公害の特徴と対策（以上、第46巻・第4号）
- III 産業構造の「高度化」と地球環境ビジネス（以下、本号）
 - 1 地球環境問題の登場と日本の環境政策
 - 2 バルディーズの原則と経団連地球環境憲章
 - 3 企業の環境シフトとエコビジネス
- IV 地球環境時代と企業の社会的責任
 - 1 企業の社会的責任の形成とその背景
 - 2 日本の企業の社会的責任の今日と今後

III 産業構造の「高度化」と地球環境ビジネス

1 地球環境問題の登場と日本の環境政策

（1）1980年代日本の環境問題と環境政策

(1) 1980年版『環境白書』は、近年、「公害防止施策の整備を通じて、汚染を生み出していた事業者などの公害防止努力が進められることとなり、それまで公害として外部化されていた過剰な環境負荷の費用が内部化されるという社会的枠組みが形成されてきた。これによって産業活動に起因する環境汚染は全般的に改善傾向を示すこととなった」が、しかし、「人口やサービス経済活動の都市集中が持続する中で、物流や人々の移動を支えている交通・運輸、あるいは生活から排出される廃棄物などに起因して、生活環境の質を広く損なっている汚染現象が生じており、……都市化に特有な都市・生活型公害のウエイトが大きくなっている」とした。そして、「1980年代を迎えて、環境政策の政策領域は公害対策中心の行政から環境質全般の向上を目指す行政へとより広い視野からの一層の展開が求められている」とした。また、82年版『環境白書』では、71年に「環境庁が設置されるなど行政体制が整備され、環境政策がより強力に推進され、環境の状況は、一時期の危機的状況からは一応脱することができ、近年、全般的には改善を示してきて

いる」が、しかし、「特に、人口、産業の集中した大都市等では、環境汚染の改善の進んでいないところが多い」とした。²¹⁾つまり、80年代に入って、日本の国土・環境問題は、従来の産業公害が政府の環境政策の推進や企業の公害防止努力によって全般的に改善され、これに代わって、新たに「都市・生活型公害」が主要な問題となってきた、と主張しているのである。

(2) ところが、政府は他方では、こうした現状認識とは全く裏腹に、新たな国土開発政策を志向した。政府は早くも82年6月に、三全総（1977年）を廃棄し、新たに第四次全国総合開発計画（四全総）を策定することを決定し、83年には三全総の「フォローアップ作業」の結果を国土審議会の5つの専門委員会（経済社会フレーム・産業・居住環境・国土資源・国土基盤）の報告として公表したが、それらに示された基本的な方向性は次のようなものであった。すなわち、①三全総の“地方優先”に代わって、大都市が再び主要な政策課題とされたが、しかし、70年代に深刻化した「巨大都市の限界性」は「解消」されたとして、“アーバン・ルネサンス”の名の下に、大都市再開の方針が打ち出された。②「土地、水、自然（緑）等国土資源の有限性」は「解消」したとして、“自然環境・生活環境優先”の理念に代わって“生産環境優先”主義が強調され、「地域産業おこし」とともに、「地域間競争に打ち勝つ競争力」を確立するよう基盤整備の必要が鼓吹された。③「民間活力」を活用し、産・官（地方自治体）・学の「共同」によって、国の「財政に過度に依存しない足腰の強い経済構造」をつくり上げ、「地域の自立的発展」を実現することが求められた。²²⁾

(3) 四全総（1987年）に体系化された80年代の国土開発政策は、「世界都市」東京を頂点に全国大都市のヒエラルキー的再開・再編成と高速交通体系の全国的開発・整備をめざして、①東京臨海副都心・横浜みなとみらい21・幕張新都心、大阪りんくうタウン・六甲アイランド・大阪湾ベイエリア開発など“ウォーターフロント”開発などとして、また、②関西新空港・東京湾横断道路・明石海峡大橋など本四架橋・首都圏中央連絡道路・整備新幹線など交通体系の開発として、展開された。これらの開発プロジェクトは、低成長下、財政危機下の「内需振興」策として、「民活型公共事業」として推進され、80年代半ば以降、80年代型の「日本列島改造」ラッシュとバブル経済を生み出したが、この過程で日本の国土・環境、わけても大都市の環境諸条件は大きく悪化することになった。1987年版『環境白書』は、すでに次のように記述している。「環境保全の面からも、東京圏への一極集中は好ましくない面を有している。すなわち、東京圏では既に高密度な都市空間において活発な活動が行われており、二酸化窒素による大気汚染、自動車騒音、東京湾や都市内河川の水質汚濁等の環境基準の達成状況ははかばかしくなく、改善が遅れている。また、大量の廃棄物が発生しており、その処理が重要な課題となっている。このため、東京圏において、環境への適切な配慮をせずに更に高密度に空間が利用され、都市活動が増大することになると、こうした環境問題の解決を一層困難にするおそれがある。」²³⁾

(4) こうした中で80年代、日本の環境政策“逆流”の重要な一環として、公害健康被害補償制度が改定された。環境庁は83年11月、中央公害対策審議会に、公害健康被害補償制度について、全国41箇所の大気系公害病指定地域の解除を含む全面的な「見直し」を諮問した。その背後には、経団連などの「大気汚染（指定地域の要件である二酸化硫黄（SO₂）による汚染）が改善に向かっているのに患者が増えるのは不自然」として指定地域の解除を要求する大きな圧力があつたが、こうした中で問題の焦点は二酸化窒素（NO₂）と健康被害との因果関係をどう評価するかにかかっ

てきた。そこで中央公害対策審議会環境保健部会の専門委員会は、83年12月以降、42回の審議と2つの疫学的調査などにもとづいて、報告書を作成し、86年4月に公表した。その内容は、焦点の二酸化窒素（NO₂）を総体的な大気汚染の中心と位置づけ、複合汚染の視点から、“慢性的呼吸器系の疾病に何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できない”とした。しかるに、86年10月に公表された中公審・環境保健部会の作業小委員会報告は、“大気汚染が環境基準を満たす程度に改善されること”などを地域指定解除の要件としていた74年の中公審答申は「現在では適切ではない」と否定し、そして、現在の大気汚染は健康被害の主原因とは言えないと断定して、①現在の大気汚染地域（41指定地域）の指定を全面解除し、新たな患者は認定しない、②現在の認定患者の補償は継続する、③産業界から拠出される「基金」を財源に、新たに環境保健事業を実施する、という方針を打ち出した。そして、中公審はこの方針通りの答申を行ったのである。

公健法の改定には、公害患者の諸団体の激しい反対と抗議はもちろん、全国41指定地域の関係51自治体においても、そのほとんどが反対ないし不同意であったが、しかし、その「改正」法は国会を通過した。そして、NO₂大気汚染が東京・神奈川・大阪で史上最悪を記録し、三大都市圏に福岡・北海道を加えた10都道府県で環境基準が達成されないままに、88年3月から施行され、²⁴⁾こうして制度の上で大気汚染地域はわが国から消し去られたのである。

80年代日本の国土・環境政策は、70年代初頭に形成された“国民の健康の保護と生活環境の保全”を基本目的とする環境政策からはもちろんのこと、70年代後半、三全総段階の再び“生活環境の保全と経済発展”との「調和」を求める環境政策からさえ、大きく後退してきたのである。

（2）地球環境問題の登場と日本の環境政策

（1）1980年代以降の日本の国土・環境問題とその政策の展開過程にかかわって、いま一つみておくべきは、いわゆる地球環境問題の展開との関連についてであろう。日本において今日の「地球環境問題」が社会的に認識され始めた画期は1988年であると言ってよく、『昭和63年版・環境白書—地球環境の保全に向けての我が国の貢献—』は、この問題を環境白書として初めて本格的にとりあげたものであった。同書にもみられるように、今日の地球環境問題の構図は、端的に言えば、地球温暖化の問題を中心に、オゾン層の破壊や酸性雨の問題、熱帯林の減少・野生生物種の減少や砂漠化、さらには有害廃棄物の越境移動や開発途上国の公害問題など、まさに地球規模の環境問題から成り立っているが、こうした“問題群”の背後には、一方では先進諸国における大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動や国際貿易、開発援助などがあり、他方では開発途上国における人口の増加と貧困化の問題、交易条件の悪化と対外債務の増大などの構造問題が伏在している。

（2）公害・環境問題が地球規模に広がり、深刻化した背景には、今世紀、とくに後半における、かつてない規模とスピードでの世界的な人口の増加と経済活動の拡大、都市化とモータリゼーションの進展、資源・エネルギー消費の増大などがあろう。まず先進国では、化石燃料消費の増大は二酸化炭素・硫黄酸化物・窒素酸化物などの排出量の増大によって、温室効果や酸性雨などの地球環境問題を生み出した。また、化学物質は毎年1,000~2,000種類ずつ増加して、今日約10万種類に上っており、その利用の増大はPCBやDDTなどによる環境破壊や生物濃縮による人間の健康破壊から、フロンガスによるオゾン層破壊、さらには最近の“環境ホルモン”による広範な生物の生殖機能障害にいたるまで、人類の生存に対する脅威を広げ、深めている。そして、産

業廃棄物や都市ごみの増大は、大都市だけでなく、農山漁村の環境を、先進国だけでなく、開発途上国の環境を汚染し続けている。これに対して、開発途上国では、人口の増大と食料・燃料需要の増大、薪炭材の過剰伐採と熱帯林の農地への転換、耕地の酷使や家畜の過放牧と土壌侵食、さらには砂漠化、貧困の深刻化傾向と出生率の増大など、「貧困と環境破壊の悪循環」が進んできた。また、対外経済関係では、80年代を通じて、一次産品価格の低迷によって、貿易収支の悪化と対外累積債務問題の深刻化が進み、それらがまた輸出用商品作物の生産への傾斜と国内自給作物の不足化、熱帯林や耕地・放牧地などの再生不能な、過剰利用と資源・環境破壊を一層激しくしてきた。こうした傾向は、90年代においても基本的に改善されるにはいたっていない。

(3) 1972年の国連人間環境会議から、92年の国連環境開発会議を経て、今日にいたる地球環境問題への国際的な認識の高まりと国際的な取り組みの展開過程を一覧すれば、下記表1（略年表）のとおりである。

表1 地球環境問題への国際的な取り組みと日本

1972年：国連人間環境会議：「かけがえのない地球」ローマクラブ『成長の限界』：石油など再生不能な資源の有限性を警告 廃棄物などの投棄による海洋汚染防止条約（ロンドン・ダンプング条約）国連環境計画（UNEP）発足
79年：「長距離越境大気汚染条約」締結，83年発効（→酸性雨対策）
80年：『世界自然保全戦略』（IUCN／WWF），『西暦2000年の地球』（USA）：ともに森林・野生生物など再生可能な自然資源の減少を指摘・警告
82年：「ナイロビ宣言」：環境・開発・人口および資源間の関係を重視
84年：“30%クラブ”（→酸性雨対策として，SO ₂ を30%削減）誕生
85年：「オゾン層の保護のためのウィーン条約」採択 「熱帯林行動計画」（FAO）採択 南極でオゾンホールが発見される
87年：『我ら共通の未来』（WCED）：「持続可能な開発」を提言（→国連総会）オゾン層保護に関する「モントリオール議定書」を採択
89年：アルシュ・サミット：地球環境問題を中心的な課題に 「大気汚染及び気候変動に関するノルトヴェイク宣言」
90年：環境庁，地球環境部設置 政府「地球温暖化防止行動計画」策定
91年：経団連「地球環境憲章」を発表
92年：バーゼル条約発効（→有害廃棄物の越境移動と処分の規則） 国連環境開発会議（→地球環境問題）：気候変動枠組み条約・生物多様性条約・森林原則声明 環境と開発に関するリオ宣言・アジェンダ21
93年：「環境基本法」成立
94年：気候変動枠組み条約発効 産業構造審議会地球環境部会「産業環境ビジョン」 環境基本計画策定
97年：気候変動枠組み条約第3回締約国会議（COP3・京都会議）
98年：「地球温暖化対策推進法」成立
2000年：「循環型社会形成推進基本法」成立

いま日本の経済活動のこの間の過程へのかかわりについて付言すれば、日本の経済は、海外から原・燃料、食料など一次産品（再生不能な資源と再生可能な資源）を大量に輸入し、それらを加工作・製造し、消費する過程で地球環境に対してCO₂やSO₂、NO_x、フロンなどの汚染物質を排出し、またアジアなど開発途上国に直接投資を行い、資源開発や基礎素材産業を展開して環境を汚染（公害を輸出）し、ODAによって途上国の産業基盤を整備して、新たな環境破壊の諸条件を整備してきたと言ってもよい。先進国日本の経済成長は、他の主要先進諸国の場合と同様に、地球環境問題を広げ、深める要因にはなっても、それを緩和し、抑制する要因になることはなかったと言わざるをえない。また、すでにみたように、80年代日本の国土・環境政策も「地球にやさしい」、「持続可能な開発」の方向に展開されてきたものでは決してなかった。そして、この10年、

地球環境問題にかかわる日本の国際的対応は、例えば87年のオゾン層保護のためのフロンガス使用の国際的規制をめぐる問題でも、92年の国連環境開発会議（リオデジャネイロ）においても、また97年の地球温暖化防止・京都會議（COP3）でも、いずれの場合でも日本は先進諸国の中で、アメリカに追隨して消極的な対応に終始してきたというのが一つの国際的評価であると言わねばならない。

2 バルディーズの原則と経団連地球環境憲章

（1）「バルディーズの原則」とその背景

（1）地球環境時代に入って、企業経営のあるべき姿が大きく変化しつつあることを明示したのは、「バルディーズの原則」であった。1989年3月、アメリカ・エクソン社のタンカー「バルディーズ号」はアラスカ沖で史上最悪の原油流出事故を起こしたが、その後大きく盛り上がった環境保全の世論と運動を背景に、アメリカの民間団体 CERES（環境に責任を持つ経済のための連合）が「バルディーズの原則」を発表した。この原則は、たんに汚染防止を求めるものではなく、地球環境に影響する企業活動のすべてに関わる内容となっており、まず基本理念として、「企業とその株主は、環境に対して直接的な責任を負っている」、「利潤追求は、それが地球の健康状態と安全とを損なわない限度において行われるべきである」、「企業は、次世代が生存するために必要なものを手に入れる権利を侵害するようなことは、決してしてはならない」として、次の10項目について原則を提示した。すなわち、①生物圏の保護、②天然資源の持続可能な活用、③廃棄物処理とその量の削減、④エネルギーの賢明な利用（環境保護上安全で持続可能なエネルギー源の利用）、⑤リスク（従業員や近隣社会に与える「環境上、健康上、安全上のリスク」）の減少、⑥安全な商品やサービスの提供、⑦損害賠償、⑧情報公開、⑨環境問題の専門取締役および管理者の設置、⑩アセスメントと年次監査、である。

80年代末、「持続可能な社会」へと向かい始めた国際的潮流の中で、その流れに沿うこの「原則」の内容上の特徴としてまずあげておくべき点は、①損害賠償について、「環境の原状回復に全力を尽くし、また被害者に対し損害を賠償するなど、企業活動を原因とするいかなる災害についても責任を負う」としている点であり、②情報公開とアセスメントなどについては、「企業活動に関連した形で環境破壊の原因となり、また健康上、保全上の危険を生じた事があるについては、労働者ならびに一般に対し情報を公開する」、「自己評価書を毎年作成し、公表する」としている点であろう。また、この「原則」を発表した CERES という組織の特徴については、18の環境団体（アースデイ'90・地球の友・シェラクラブ・オーデュボン協会・全米野生生物連合など）と、16の投資団体（自治体の厚生年金基金・投資信託会社・生協組織・教会関係団体など）で構成され、参加団体の会員総数は1,000万人、動員可能な資金は1,500億ドル（21兆円）以上である、といわれた。²⁶⁾

（2）こうした画期的な特徴をもつ“宣言”を生み出した背景には当然、日本とは異なる米国の歴史的、社会的な事情があると言ってよい。まず、①損害賠償についての厳しい原則の背景にあるとみられるのは、米国の環境法を代表するスーパーファンド法（包括的環境対処補償責任法、1980年）であろう。同法は、ラブ・カナル事件（米国で最大の有害化学廃棄物による土壌汚染事件）を契機に制定され、86年に改定されたが、その内容は、汚染された土地の浄化を確実に実行するために、責任当事者を潜在的責任当事者（例えば、当該企業に融資した銀行など）を含めてきわめて広

範囲に把握する、汚染事実との間に因果関係があれば、同法以前の合法的行為であり、過失がない場合でも、責任は遡及して追及される、さらに複数の責任当事者が責任の程度にかかわらず連帯責任を負わされる、などの特徴もっている。こうした「厳格責任」を追及する法制が機能する企業環境、こうした厳しい法制を生み出した米国社会の現状、そうした事情を背景に、この損害賠償についての原則も提起されているとみられる²⁷⁾。

②情報公開についての原則の背景には、具体的に言って、SEC（米国・証券取引委員会）が企業に対して、その年次報告の中で環境問題にかかわる情報（環境関連法規を守るために必要な資本的支出や収益に与える影響、環境関連で係争中の訴訟案件などの事項）の開示を求めている点があげられよう。これは、米国の厳しい環境法制の下では、企業の環境問題への対応が直接に企業利益に与える影響や、将来の事業活動に及ぼす影響はさきわめて大であり、環境上の情報が十分に開示されなければ、投資家が予想外の損失をこうむる可能性が大きいからであろう²⁸⁾。日本の法人資本主義とは異なって、投資家資本主義の米国では、投資家保護の観点からしても、こうした原則の提示はむしろ当然のことであるが、それによる環境問題関連の情報公開や監査書の公表は、企業が環境改善を持続的に推進することを担保する社会的な仕組みとなるであろう。

③ CERES の形成とその活動の背景には、米国社会で長い歴史をもつ「社会的責任投資」の伝統があろう。これは、企業の株式や債券を買うなどの投資行為において、たんに収益率のみを判断基準とするのではなく、社会的な観点をも考慮にいれて行うものであり、90年代初頭で社会的責任投資に向けられる資金の総額は、7,000億ドルにのぼるとされている。実際、例えば、この組織のメンバーであるパーナサス・ファンドは投資先の選択に際して、財務的な指標とともに、社会的な観点を考慮し、具体的には環境を汚染している企業、原子力産業、軍需産業、南アフリカで操業する企業などは対象からはずし、これに対して環境保全に努めている企業や雇用関係が良好な企業を投資先に含めているという²⁹⁾。

「バルディーズの原則」は、以上のような米国の社会経済的特質を背景として提示されたと言ってもよいが、ともあれそれは、地球環境時代において企業活動が環境におよぼす影響を評価する基準、および企業が環境にかかわる意志決定をする際の判断の基準を、民間団体として初めて提示した画期的な宣言文であったと言えよう。

（2）「経団連地球環境憲章」と日本の企業

(1) 91年4月、日本の経済団体連合会は「経団連地球環境憲章」を発表した。この憲章は、前文、基本理念と11項目の行動指針からなっているが、まず前文では次のような見地が示されている。すなわち、日本は過去の貴重な経験に学んで努力を重ねた結果、「今日、産業公害の防止や安全衛生、産業部門の省エネルギー、省資源の面で世界最先端の技術・システム体系」をもつにいたっている。しかし、今日では、「都市構造や交通体系等を幅広く見直し、生活基盤の整備や国民意識の変革など、社会全体での本格的な取り組みが求められて」おり、また一方、「いわゆる地球的規模の環境問題が国際的な課題となっている」。そこで、「わが国は自国のみ環境保全の達成に満足することなく、……革新的な技術開発に努めるとともに、環境保全と経済発展を両立させた経験を踏まえ、国際的な環境対策にも積極的に参加することが求められている」、としている。次いで基本理念では、「世界の『良き企業市民』として、「地球的規模で持続的発展が可能な社会、企業と地域住民・消費者とが相互信頼のもとに共生する社会…」を目指すとしたう

えで、次の11項目について行動指針を掲げている。①環境問題に関する経営方針、②社内体制、③環境影響への配慮、④技術開発等、⑤技術移転、⑥緊急時対応、⑦広報・啓蒙活動、⑧社会との共生、⑨海外事業展開、⑩環境政策への貢献、⑪地球温暖化等への対応。

経団連のこの憲章の大きな特徴は、さきの「バルディーズの原則」と比較した場合、やはり「損害賠償」の項目が欠如していることと、「情報公開」への姿勢がいちじるしく弱いことであろう。³⁰⁾①「損害賠償」の項目の欠如については、日本の場合、“産業公害は終わった”という認識の下で、企業の賠償責任は法制的にも行政的にも、米国のように厳しくは追及されておらず、また、四大公害をはじめとして従来の公害問題にかかわる賠償責任への日本の企業の徹底した否定的ないし消極的姿勢からしても、この項目の欠落はいわば必然であろう。②「情報公開」については、憲章は社内体制の項で「自社の環境関連規定等の遵守状況について、少なくとも年1回以上の内部監査を行う」としているが、その公表・公開を求めているわけではない。たしかに、緊急時対応の項では「万一、……環境保全上の問題が生じた場合には、広く関係者等に十分説明する」とし、広報・啓蒙活動の項では「事業活動上の環境保全、生態系の維持、安全衛生措置について、積極的に広報・啓蒙活動を行う」としているが、これが今日いわれる情報公開（環境問題にかかわる情報公開）と異なることは明白であろう。日本では、情報公開法はようやく99年に成立したばかりであり、企業関連法制が企業に情報開示を求めるところも多くはなく、環境関連法制も企業に環境関連情報の開示を促してはいないのである。

(2) ここで地球環境時代への転換点における日本の産業界の状況をみておくと、まず総合商社（三菱商事ほか）では、89～90年に地球環境室などを社内に設置して情報収集やビジネスチャンスの検討を始めており、また東南アジアでの植林事業への対応も示している。自動車業界では、トヨタほか5社が89年に一斉にフロン対策委員会などを設けて、フロン問題への対応を開始しており、化学、電機などでもほぼ同様にフロン対策に着手している。また、電力・ガスでは、おおむね90年に地球環境研究室などを設けて、地球温暖化対策を中心に検討を開始しており、建設業界では、87～90年にリゾート開発やゴルフ場造成を進める一方で、さまざまな社内組織を作って地球環境問題に対応した新たな開発研究を始めている。そして、流通業界では90年、デパートやスーパーを中心に、「環境保護」が消費者へのキャッチコピーとして目立っており、89年に発足した「エコマーク」は90年末で378種類（企業数で134社）にのぼっている。³¹⁾さらに、91年2～3月期の東証上場企業約1630社の営業報告書には、環境問題に言及しているものが約140件みられる。そのほとんどは環境問題にも配慮するという経営姿勢を示す一言か、環境問題が経営上の制約となってきたという指摘程度とされているが、定期的に公表される法定書類で報告され始めている点に一定の意義が認められよう。³²⁾

このように日本の企業は、89～90年に地球環境問題に対する対応を開始し、また、91年には経団連の「地球環境憲章」がだされたが、こうした日本の産業界の取り組みの背景にあったのは、80年代を通じて、ことに80年代後半に大きなうねりを示した国際社会における取組みの進展であろう。実際、例えば、オゾン層の保護に関する国際的な対策と規制の強化についてみれば、85年の「オゾン層の保護のためのウィーン条約」採択をふまえて、87年には「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択され、10年間でフロンの消費量を86年比で50%削減すると合意されたが、90年には同議定書第2回締約国会合が開かれ、2000年までに特定フロンの全

廃など規制の強化が決定された。また、地球温暖化防止に関する国際的対策については、88年のトロント会議で最初の目標として、「2005年までに二酸化炭素排出量を1988年水準から20%削減」という提言が行われ、その後、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の設置、翌89年のアルシュ・サミット、そしてノールトヴェイク会合（遅くとも1992年の国連環境開発会議までに、気候変動に関する枠組み条約が採択されるべきことを合意した）などと、国際的取組みが積み重ねられていった。

日本の企業と財界の地球環境問題への取組みは基本的には、こうした国際的な対策の急展開の中で形成され、促進されたものであるが、しかし、それは企業の内からの内発的な経営倫理や論理の発展によるものではなく、また、日本の国内の環境保全運動やそれに基づく環境関連法制の発展によるものでもなかった。その意味で日本企業の地球環境時代への対応は、展開する国際的な地球環境政策への“後追い”的対応であり、“外圧”への追従的対応であったと言うほかない。しかし、こうした対応によって欧米への商品輸出における障害を回避し、また、米国における企業買収に際して環境問題にかかわる損害賠償のリスクを回避するという意味では、明確に従来日本の企業の論理に立脚してきたと言ってよい。

3 企業の環境シフトとエコビジネス

（1）エコビジネスの形成と展開

（1）企業は一般に、商品やサービスを産出する過程で、資源やエネルギーを採り入れ、さまざまな形で廃棄物を排出して、環境への負荷を生み出してきたが、しかし、その中で近年、例えば公害防止機器の生産や自然環境の整備、あるいは「環境にやさしい」商品やサービスの提供など、環境を積極的に改善する場合がでてきている。こうして、「企業の中には、専ら環境保全に資する製品やサービスを製造し、あるいは販売する企業もある。こうした企業が行う事業は、一般にエコ・ビジネスと呼ばれ、徐々に大きな活動を担うようになってきている。その扱う製品やサービスも、従来の公害防止機器といったものから、最近では、金融商品にまで広がってきている。」³³⁾「エコビジネスとは、環境への負荷が少ない商品・サービスや環境保全に資する技術やシステムを提供するビジネスのことをいい、あらゆる産業にまたがった横断的な商品・サービスを提供する産業である。エコビジネスは……費用負担を伴う環境保全活動とちがいで、それ自体ビジネスであり、利益をあげるものである。」³⁴⁾

エコビジネス（あるいは環境産業）の類型区分（分類）はさまざまであるが、ここでは『環境白書』（環境庁編）の一説と『産業環境ビジョン』（通商産業省環境立地局編）のそれをあげておこう。まず、環境庁のそれは、①環境負荷を低減させる装置（公害防止装置等、省エネ型装置又は技術システム、省資源型装置、自然エネルギーによる発電システム）、②環境への負荷の少ない製品（低公害車、廃棄物のリサイクル・省資源化、家庭での省エネ機器等、より環境への負荷の少ない商品）、③環境保全に資するサービス（環境アセスメント、廃棄物処理、再生資源回収、土壌・地下水汚染浄化、環境維持管理、環境コンサルタント、情報型エコビジネス、金融）、④社会基盤の整備等（廃棄物処理施設等、省エネ・省資源型システム、緑化・植林事業、下水道、自然とのふれあいの場確保に資する事業、水域環境回復事業、その他）となっている。³⁵⁾これに対して、通産省のそれは、①環境支援関連分野（公害防止・環境保全装置、廃棄物処理・リサイクル装置、環境分析装置、環境コンサルティング）、②廃棄物処理・リサイ

クル関連分野（廃棄物等処理事業，リサイクル事業，中古品流通・リペア事業），③環境修復・環境創造関連分野（河川・湖沼浄化，都市緑化など環境修復事業，環境創造事業），④環境調和型エネルギー関連分野（コージェネレーション，太陽光発電などエネルギー供給効率化関連事業，新エネルギー関連事業），⑤再生資源利用製品など環境調和型製品関連分野，⑥環境調和型生産プロセス関連分野である。³⁶⁾（なお，環境庁は，平成12年版・環境白書では，エコビジネスの全く新たな分類に基づいて，新たな市場規模の推計を行っている。）

(2) これら全く異なる類型区分（分類）に基づいて，それぞれエコビジネス（環境産業）の市場規模の現状と将来について推計が行われているが（表2，表3），まず環境庁の推計によれば，エコビジネスの市場規模は1990年の約6兆円から，2000年には約13兆円へ，2010年には約26兆円へと，大きな成長（年率7～8%の成長）が予測されている。この成長の中心となるのは，廃棄物処理ビジネス（2010年の構成比：45%），公害（水質汚濁や大気汚染など）防止装置等（同14%），家庭での省エネ機器等（を供給するビジネス：同14%）である。つぎに，通産省の推計では，環境産業の市場規模の現状（1994年）は，約15兆円であり，2000年までは年率6%で成長して約23兆円となり，その後は年率4%で推移して，2010年には約35兆円に達するとされている。その中心をなすのは，リサイクル事業（2010年の構成比：30%），廃棄物等処理事業（同21%），中古品流通・リペア事業（同14%）などである。さらに，環境庁の新たな推計によれば，「エコビジネスの市場規模は，1997年（平成9年）で2兆4,700億円となっており，わが国の国内生産額の2%強を占めると推計されている。2010年時点の将来予測としては，3兆9,000億円となる……また，雇用規模については，1997年（平成9年）では69万5,000人であり，2010年時点では86万1,000人に増加する³⁷⁾」

表2 エコビジネスの市場規模

（単位：億円）

	1990年	2000年	2010年
市場規模合計	59,688*	128,651*	262,687
1 環境負荷を低減させる装置	10,267*	27,071	56,889
公害防止装置等	8,064	17,890	37,250
省エネ型装置または技術システム	2,208	8,681	15,639
新技術等	—	500	4,000
2 環境への負荷の少ない製品	7,069	18,361	57,663*
低公害車	—	4,150	10,400
廃棄物のリサイクル・省資源化	2,826	3,649	5,677
家庭での省エネ機器等	4,243	8,762	35,788
より環境への負荷の少ない商品	—	1,800	5,800
3 環境保全に資するサービス	33,067	67,944*	121,548
環境アセスメント	1,067	1,944	3,352
廃棄物処理ビジネス	32,000	67,944	118,196
4 社会基盤の整備等	9,286*	15,276	26,587
省エネ・省資源型システム	7,946	13,382	23,322
緑化・植林事業 屋上緑化	1,160	1,894	3,265

出所) 環境庁「エコビジネスの定量的分析に関する調査」1994年3月より。

注) 数値の合わない箇所が6箇所(*)ある。

〈出所〉エコビジネスネットワーク編『地球環境ビジネス1998-1999』二期出版，1997年，35ページによる。

表3 環境産業の市場規模（推定）

（単位：億円）

	現 状	2000年	2010年
市場規模合計	152,900	232,800	350,200
1. 環境支援関連分野	13,400	20,000	34,800
公害防止・環境保全装置	7,300	10,800	18,800
廃棄物処理・リサイクル装置	4,400	6,200	10,500
環境分析装置	400	800	1,400
環境コンサルティング	1,300	2,200	4,100
2. 廃棄物処理・リサイクル関連分野	109,300	161,700	228,000
廃棄物等処理事業	38,300	52,600	72,600
リサイクル事業	51,200	72,800	105,700
中古品流通・リペア事業	19,800	36,300	49,700
3. 環境修復・環境創造関連分野	8,700	14,500	24,300
環境修復事業	300	900	1,800
環境創造事業	8,400	13,600	22,500
4. 環境調和型エネルギー関連分野	19,400	31,300	40,200
エネルギー供給効率化関連事業	18,000	22,300	28,400
新エネルギー関連事業	1,400	9,000	11,800
5. 環境調和型製品関連分野	2,300	5,500	23,200
6. 環境調和型生産プロセス関連分野	—	—	—

（注1） 市場規模の合計は、分野間の重複を排除しているため、各分野の合計と一致しない。

（注2） 公共部門が直接事業を行っているものについては、今回の推計では環境産業の範疇から除いてある。但し、公共部門からの委託により、民間部門が行っているものは、環境産業の中に含めている。

〈出所〉 通産省環境立地局編『産業環境ビジョン（産業構造審議会地球環境部会報告書）』、通産資料調査会、1994年、104～114ページより。

という。このように「エコビジネスが、新たな成長産業の一つであり、持続可能な社会へ転換する上で重要な役割を果たすだけでなく、経済成長を支える産業となり、雇用を生み出すという点については、世界各国で注目されており、いくつかの機関により、エコビジネスの市場規模について現状と将来予測が³⁸⁾出されている」が、いずれも市場規模の急速な拡大を見込んでおり、国別にはアメリカが最も大きく、日本がそれに次いでいる（例えば、JEMUの予測によれば、2010年の世界のエコビジネスの市場規模は6,500億ドル、国別には、米国（構成比：32%）、日本（11%）、カナダ、ドイツ、フランス（いずれも約5%）の順となっている）。

こうした日本におけるエコビジネスの形成と展開の背景をなすものは何か。この点については、まず前掲『産業環境ビジョン』は、次のような「状況」をあげている。①企業による環境配慮の組込みの進展：すべての産業において、環境規制に受身に対応するだけでなく、環境への負荷を自主的、積極的に低減させる取組みが進展している。②企業をとりまく状況の変化：環境意識の高まりによって消費者行動が変化し、製品の要素として環境への配慮が、企業の社会的イメージとして環境志向が重要となっている。③発展途上国に対する環境協力の重要性：とくにASEAN、中国等の発展途上国に対して、環境関連技術の開発や移転、環境産業発展への協力が期待される。④戦略的事業分野としての取組み：多くの企業において、環境にビジネスチャンス³⁹⁾を見出し、戦略的事業分野として位置づける動きが進んでいる。つぎに、『地球環境ビジネス

2000-2001』(エコビジネスネットワーク編)は、環境ビジネスの社会的な背景として、次の4点をあげている。①資源循環型社会の構築：一方通行の「使い捨て社会」を見直し、リユースやリサイクルなど資源循環型社会を目指す。②自然環境の維持・保全と生態系の回復：自然破壊型開発事業を見直し、ビオトープや人工干潟など自然環境の改善・回復を図り、自然との共生を目指す。③新しいエコスタンダードへの転換：従来の生産・消費文明から脱却し、「日本文化に根ざした環境共生型社会」に向けて、技術的だけではなく、制度的にも対応する。④発展途上国の環境問題への対応：アジアを中心とした発展途上国の公害対策・インフラ整備・地球規模の環境問題への対応について、卓越した環境技術をもって協力する⁴⁰⁾。また、環境白書では、エコビジネスが成長する理由は、次の2点で「経済合理的」と認められてきたからである、とされている。すなわち、①環境悪化によって発生するであろう社会的費用を節約するとともに、新たな付加価値を生み出すことができる。②省エネルギーなどにより生産効率を上げるとともに、企業の技術力が高まって、国際競争力を高めることができる。以上が、エコビジネスの形成と展開の“背景”とされる諸点であるが、これらについては、企業の自主的取組みへの評価がやや楽観的であり、背景の分析というよりは、政策的な期待、ないしは課題の提示といった性格が強い点には、留意しておく必要があろう。

（2）企業の環境シフトとその背景

（1）「環境と開発に関する国連会議」（1992年）以降、地球環境問題に対応して、あるいは「持続可能な開発」に向けて、先進国の産業界は従来の大量生産・大量消費・大量廃棄のパラダイムの転換を余儀なくされ、たんにエコビジネスの形成にとどまらず、より広く企業活動全般において環境への持続的な配慮が求められるようになった。こうした新たな国際的潮流の中で、例えばISO14000シリーズにみられるように、いわゆる環境マネジメントの形成が注目されており、90年代日本の企業においても、さまざまな形で「自主的」な取組みが進められている。「環境管理とは、企業等の事業組織が、法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することを指し、そのための、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステム（環境管理システム）と呼ぶ。そして、この環境マネジメントシステムの中で自主的な環境管理に関する計画等の実行状況の点検作業を環境監査と呼んでいる⁴¹⁾。」

表4は、こうした企業の環境管理への取組み状況を、環境庁の「環境にやさしい企業行動調査」（1995年度）によってみたものであるが、以下、上場企業についてみれば、まず最も多いのは「環境担当組織を設置」している企業で、すでに75%にのぼっている。こうした組織が企業内に最初に設置されたのは1970年代前半で、当時は公害対策部署としてであったが、90年代前半の今回はその基礎のうえに展開されたものである。これに次ぐのは、「環境担当役員を設置」しているもの（56%）、「環境に関する経営方針を制定」しているもの（48%）などであるが、この「環境に関する経営方針」をもつ企業の割合は、91年度の33%から93年度の48%へ、そして今回（95年度）の48%と、すでに一定の水準に達している。これらに対して、「環境に関する具体的行動計画を作成」している企業は36%でかなり少なく、「環境に関する取組の点検又は監査を実施」している企業は34%（92年度、すでに33%であった）とさらに少なく、「環境に関する報告書を作

成」している企業は24%にとどまっている。そして、その環境報告書を「作成し、公表している」企業は、わずか6%にすぎない（93年度・同調査）。なお、非上場企業の現状については、同表右欄のように、いずれの指標においても上場企業の到達水準を大きく下回っているが、さらに中小企業の現状となると、はるかに低い水準にあることは容易に推測できるであろう。

表4 環境管理への取組状況

	回答企業の割合	
	上場企業	非上場企業
環境に関する経営方針を制定	48.3%	30.0%
環境に関する目標を設定	41.8%	22.1%
環境に関する具体的行動計画を作成	35.6%	23.1%
環境担当役員を設置	55.5%	29.4%
環境担当組織を設置	74.5%	14.8%
環境に関する取組の点検又は監査を実施	33.5%	31.9%
環境に関する報告書を作成	24.3%	11.5%

（資料）環境庁

（注）1. 環境庁「環境にやさしい企業行動調査」（平成7年度）による。

2. 調査対象は、東京、大阪、名古屋証券取引所1部・2部上場企業2,154社及び従業員数500人以上の非上場企業等4,278社。

3. 有効回収数及び回収率は、上場企業946社、43.9%、非上場企業等1,826社、42.7%。

（出所）環境庁編『平成8年版・環境白書（総説）—恵み豊かな環境を未来につなぐパートナーシップ—』大蔵省印刷局、1996年、145～47ページより。

(2) こうした中で90年代後半、国際的にも目立ってきたのは、日本の企業等によるISO14001の認証取得の動向であろう。この環境マネジメントシステムに関する国際規格は1996年9月に発効したものであるが、日本の取得件数は97年末に618件、98年6月末には1,000件を超え、英・仏をぬいてトップに立ち、2000年4月現在で3,548件にのぼっている。この取得件数は、2位のドイツ（1,950件）、4位のイギリス（1,038件）、5位のアメリカ（750件）をはるかに上回って突出しており、この間の日本の企業や自治体等における認証取得のブームを示すものである。そして、2000年の今年には環境会計ブームであるといわれ、先進的な企業で「環境会計」が採用され、環境対策にかけた投資や費用とその効果が計算され、一部で公表され始めている。しかし、この領域になると、先行する欧米の企業にかなり水をあけられており、また会計の基準自体が各社で異なり、各社の環境対策の進行状況が比較可能な形で投資家や消費者に明示される状態からはほど遠い。今後、国際規準作りが進むとともに、日本の企業の環境対策の内実が企業に対する市場の評価や格付けとも関わって、より客観的に開示されていくことになる。

90年代日本の企業分野では、大企業を中心に、環境管理が環境マネジメントシステムの面で一定の展開を示したが、それとともに、いわゆるLCA（ライフサイクルアセスメント）やPRTR（環境汚染物質排出・移動登録）制度、さらにはゼロ・エミッションなどへの取組みも進められ、また環境ラベルやグリーン購入・調達なども進められている。このうちLCAと環境ラベルへの取組みは、環境監査などとともに、今後、ISO14000シリーズの構成要素として認証制度化されるにともなって、さらに促進されるであろう。LCAは、一製品について天然資源の採取から製造、輸送、使用、廃棄などすべての段階を通して、投入資源・エネルギー（インプット）と生産物・排出汚染物質（アウトプット）、そしてそれらによる地球環境・生態系への環境影響・負荷を定量

的、客観的に総合評価する手法であり、「持続可能な社会」に向けて広範な適用可能性をもつものである。また、環境ラベルは、企業が環境保全や環境負荷の低減と経済性（低価格や利潤の実現）を追求する場合に、環境保全・負荷に関する情報を消費者に提供する、環境マーケティングの一手段であり、日本では89年からエコマークとして進められてきた（99年末の認定商品数：3,448）。このエコマーク商品については、従来から一面で環境負荷が低減しても、他面で負荷が増大しているなどの問題があったが、96年からは商品類型の認定基準の策定に際して、LCAの観点を取り入れられ、一定の改善が図られている。

(3) さて、このような日本の企業の環境シフトは、いずれも基本的には欧米先進諸国の後を追って展開されてきたものであるが、ともあれ、そうした日本企業の環境対策の背景にある諸要因はどのようなものであろうか。それらは、環境シフトの内容や時期によってさまざまであるが、次の諸点をあげることができる。①国際会議などによる取決めや国内の法律・規制の強化・官公庁の指導などが契機となる場合：1970年代から今日まで最も一般的な要因であるが、地球環境時代にそくして言えば、例えばオゾン層保護に関する条約や議定書の採択によって、企業のフロン対策が促進された、などがそれである。②国際規格などが形成され、日本の企業がそれをクリアしていないと、同一条件での市場競争が困難になると予想され、商品の輸出や現地生産を行ううえで不利になると危惧されるような場合：国際環境規格 ISO14001の形成過程と、それに対応して展開された日本企業による同規格の認証取得ブームは、一つの典型事例であろう。③環境法制上必要となる環境対策を事前に実施し、それによって損害賠償の責任（汚染浄化費用や損害賠償金などの負担）や社会的紛争などの環境リスクを未然に回避しようとする場合：米国のスーパーファンド法に関わって、日本企業が買収した米社のおこした有害物質汚染の責任をとって、汚染地域の浄化費用を負担させられた事例があったし、また今後、日本でも例えば水質汚濁防止法（96年改正）によって、汚染責任企業が知事命令で地下水汚染の浄化措置費用を負担しなければならない場合も出てこよう。環境法規や環境基準をどのように、どの程度守っているのか、企業がすすんで現状を把握し、必要な環境対策を実施しようとする所以であろう。

④資源循環型社会の形成に対応して、環境保全や環境負荷・環境リスクの削減だけでなく、省資源・省エネルギーやリサイクル、廃棄物削減などの費用削減・収益効果も含めて、費用対効果のバランスを経営全体として実現していこうとする場合：例えば、産廃物埋立て処分の費用の急上昇（91年～97年で約2倍になったという）を一契機として、廃棄物ゼロ（ゼロ・エミッション）工場の実現を目指す企業が形成され始めている、などである。⑤都市化・工業化が急進し、経済成長と環境の両立に悩んでいるアジア地域で、環境 ODA ともかかわって、環境設備の輸出や環境技術の移転、環境産業形成への協力、それらに関わる人的ネットワークの形成に、新たなビジネスチャンスの拡大を目指す場合。⑥消費者の環境問題への意識の高まりに対応して、「環境にやさしい企業」のイメージを形成しようとする、あるいはそれがこわれるのを回避しようとする場合：消費者に直結している産業分野、例えば自動車や家電や食品関連の企業、スーパーなどでみられよう。

IV 地球環境時代と企業の社会的責任

地球温暖化など地球環境問題への国際的な取組みの進展に対応して、日本でも1990年に「地球温暖化防止行動計画」が立てられた。この計画の目標は、「1人当たり二酸化炭素排出量について2000年以降概ね1990年レベルでの安定化を図る」、および「二酸化炭素排出総量が2000年以降概ね1990年レベルで安定化するよう努める」とするものであり、そのために講ずべき対策として、「二酸化炭素排出の少ない」①都市・地域構造の形成、②交通体系等の形成、③生産構造の形成、④エネルギー供給構造の形成、⑤ライフスタイルの実現、を総合的に推進するものとされた。しかし、国連環境開発会議（92年）を経て早くも95年には、この目標の達成がきわめて困難であることが明らかになった。すなわち、95年度のCO₂排出量をみると、90年度比で8.3%、1人当たり排出量でも6.7%と大幅に増加しており、96年度以降相当の努力をしても、2000年までに90年レベルまで削減することは、ほとんど不可能となってきた。そして、欧米主要国の大部分についても、この気候変動枠組み条約の当初目標を達成することは困難であることが判明した。同条約の第3回締約国会議（COP3）は、新たな目標として、2008～2012年の期間に締約国全体で二酸化炭素など温室効果ガスを5%以上（90年比）削減する計画（各国別の削減率は、日本が6%、米国7%、EU8%など）を定めたが、その実現可能性が今日なお、きわめて不透明な状態にあることは周知のところであろう。

こうした現状を生み出した動因は、日本の場合、日本経済のエネルギー利用の動向をみるだけでも明らかである。日本経済は石油危機以降、産業部門を中心に、民生部門、運輸部門でもほぼ一貫して省エネルギーを推進し、エネルギー消費量は1979～86年にほぼ横ばいで推移してきた。しかし、87年以降は景気の拡大にともなって、運輸部門では注文配達など物流の増大とともにエネルギー消費も増大し、業務部門でも床面積の増大やOA機器の増加などによって、また家庭部門では乗用車や家電製品の大型化・高級化・複数所有化などによって、エネルギー消費は増大してきた。こうした傾向は、平成不況下の90年代においても、基本的には変わらず、この15年間に全国の自動車走行台数は1.5倍に増加し、また大型車が増加し、そして家電製品は多機能化・多様化を競ってきた。こうした展開の結果、温室効果ガスの年間排出量は、98年度でいぜん90年度比5%増の状態にあり、現状からでは11%削減しないとCOP3の目標を達成することができないことになっている。

こうした中で日本の企業のエコビジネス化や環境シフトのさまざまな動きが展開されてきたのであるが、そうした動きははまだ地球環境問題解決への、循環型社会形成への基本ルートを切り開くにはいたっていない。最後に、企業の社会的責任の問題に論及して、小稿を締めくくることにしよう。

1 企業の社会的責任の形成とその背景

(1) 企業の社会的責任の形成を米国にみる場合、厳しい環境法規の成立が企業の環境対応に及ぼした影響を軽視することはできない。米国では、先にも述べたように、ラブ・カナル事件（全

米を震撼させた有害化学廃棄物による地域汚染事件）を契機としてスーパーファンド法（包括的環境対処補償責任法，1980年）が制定されたが，同法は汚染された土地の浄化を徹底して実行することを目的としており，そのために責任当事者や責任原理を明確に規定した。まずPRP（浄化責任を負う可能性のある当事者）については，その範囲はきわめて広く，汚染された施設の現在および過去の所有者・管理者，有害物質の発生者・運搬者はもちろん，「当事者」となった企業の株主，役員や従業員（有害廃棄物の処分行為や決定を行った場合）、「当事者」である企業の経営に参与した親会社や金融機関などにも及んでいる。また，責任原理については，「当事者」は過失の有無にかかわらず責任が追及される厳格責任主義，同法の制定（1980年）以前に合法的に有害物質を処分した場合でも，それが同法に触れる場合は「当事者」とされる遡及責任主義，「当事者」が複数である場合，連帯して賠償責任を負うことが義務づけられる連帯責任主義がとられている。米国では，石油化学業界をはじめとして企業の“自発的な”環境対策（有害物質の排出量の年次計画的な削減など）が大きく進み，また環境監査や環境情報の開示もいちじるしく進んできたが，その背景にはこうした厳しい環境法制の成立があったと言ってよい。

(2) 米国における企業の社会的責任の形成をみる場合，20世紀市民社会における「社会的責任投資」の形成過程は，その背景をなす大きな要因の一つであろう。社会的責任投資（Socially Responsible Investment）は，資金を運用する際に投資対象の収益面だけでなく，その資金が利用される事業の社会的側面にまで配慮して行うものであり，米国ではグリーン・インベストメント⁴³⁾ないし倫理ファンドなどとして80年代から急成長し，資産残高は99年で2兆ドル（専門家が管理する総資産残高の13%）に達しているという⁴⁴⁾。しかし，この社会的責任投資は，企業の株式や債券を購入するなどの投資行為を社会的観点から行うものとして，米国では長い歴史をもっている。米国ではすでに1920年代，教会などの宗教団体がその基金を運用する場合，その投資先としてアルコールや煙草，ギャンブルに関係する企業の株式は避けていた。1960年代になると，ベトナム反戦運動の高まりにともなって社会的責任投資はより一般的となり，労働組合や公的年金などの巨大基金で，軍需産業に関連する企業には投資しないという運動が広がった。その後，80年代には，反アパルトヘイト運動に連動して自治体も参加して，南アフリカ関連企業の株式の売却・不買運動が展開され，その結果，数多くの米国企業が南アフリカから撤退することになった。そして今日，社会的責任投資を行う人々の関心は，環境問題に向けられているという⁴⁵⁾。投資家資本主義米国における，こうした社会的責任投資の歴史的な潮流が，今日，米国の企業経営が具有する「社会的責任」の観念を大きく形成させた背景となっている。

(3) 米国において企業の社会的責任を形成させた今一つの要因は，活発な非営利の市民活動とそれを支える市民，つまり消費者としての市民の形成であろう。1980年代末から米国でもヨーロッパでもグリーン・コンシューマリズムが目立ってきたが⁴⁶⁾，そうした中で米国の経済優先度評議会（The Council on Economic Priorities）は，SHOPPING FOR A BETTER WORLDというガイドブックを発行し，さまざまな社会的観点から企業を評価した。その1990年版は，全米の168の企業を次の11のカテゴリーで評価した。すなわち，①慈善事業への寄付，②女性の役員への登用度，③人種差別への対応，④軍需契約の程度，⑤動物虐待への対応，⑥情報公開の程度，⑦地域社会への貢献，⑧原子力発電との関連，⑨南アフリカとの関連，⑩環境問題への取組み，⑪労働者への福祉⁴⁷⁾，の諸項目である。また，英国でもThe Green Consumer Guideが出版され，グリ

ーン・コンシュームとは、次のような製品を避ける消費であるとされた。すなわち、健康を危うくする製品、生産・使用・廃棄において環境を傷つける製品、同じく大量の資源を浪費する製品、過剰包装の製品、あるいは過度に短い製品寿命によって不必要な消費を生み出している製品、開発途上国に不利な影響を与える製品、などである⁴⁸⁾。そして、こうしたガイドが消費者の購買行動に大きな影響を及ぼし、こうして消費者としての市民の行動が、商品市場を通じて企業の経営に大きな影響を及ぼすにいたっているのである。

2 日本の企業の社会的責任の今日と今後

(1) 企業活動の基本的目的が利潤の追求であるかぎり、企業が収益性の高いエコビジネスに進出することはあっても、収益性の如何にかかわらず、広く環境問題の解決に自発的に積極的に取り組むことは期待できない。企業に適切な環境対策をとらせるよう、制度的な諸条件を整備するのは、国家（政府、議会など）の責任である。ところが日本では従来、「企業国家」と言う言葉にも示されるように、国家がその政策によって企業の社会的責任の形成を促進するよりは、むしろ財界の意向にそって企業が負うべき社会的責任を緩和する、あるいは、そうした政策の決定を“先送り”することが少なくなかった。こうしたことは、1970年代前半から今日まで、しばしばみられたことである。例えば、①二酸化窒素の環境基準が大きく緩和され（1978年）、自動車・電力などの巨大企業は巨額の公害防止投資の「節約」を約束され、また、本四連絡橋や高速道路などの建設に向けて、大きな「隘路」が除去された。②環境アセスメント法は、環境影響評価の推進が決められてから25年目、住民参加や公開の原則を削った骨抜き法案が、それでも廃案にされてから実に14年目にして、97年に成立した。先進国の中で最も遅れ、内容的にもその実効性が問われている。③財政危機下、そして超低金利政策の下で、不良債権の処理のために公的資金を投入することが、“住専”など金融機関や巨大銀行の経営責任も明確にされないままに、次々と行われてきている。こうして日本の国家は、企業の社会的責任を形成させる上で、なすべき役割を果たすことが少なかった。

(2) 今日、日本の企業において、例えばその環境対応に、欧米企業にみられるような「社会的責任」の形成を認めることができるであろうか。「地球環境問題をめぐる消費者の意識と行動が企業戦略に及ぼす影響」調査（1997年）によれば、日本の企業の「環境行動の遅れや問題点」は、次の4点であるという。①企業活動自体が資源、エネルギーを消費し、環境負荷を与えていることへの認識が乏しいなど、環境問題への理解と取り組みがまだ消極的である。②上場企業の多くは環境意識も環境行動の水準も高いが、この層の企業にとっては、欧米の厳しい環境基準への対応は、「外圧」への対応として死活問題である。③環境問題に関する情報交換は「業界団体と」が最も多く、業界横並びのパターンが強く出ている。④消費者の環境意識については「大多数は価格重視で、環境配慮商品・サービスも安さを求める⁴⁹⁾」と認識しているなど、従業員、消費者・生活者とのコミュニケーションギャップが大きい。こうした中で最近、日本企業のISO14001の認証取得の状況が国際的にも注目されているが、その導入の動機は「導入していないと企業イメージに悪影響」や「導入していないと取引に不利になる」、特に後者であるとみられる状況証拠が少なくない。日本の市場経済の特徴は、米国が投資家資本主義であるのに対して、法人資本主義であり、また、米国の市民社会にみられるような社会的責任投資の歴史的な伝統が、日本には

皆無に近いことは言うまでもないであろう。しかし、この10年の大手証券会社や銀行をめぐるスキャンダル、近くは今年の雪印乳業や三菱自動車工業、ダイエーなどの事態をみると、日本の企業の「社会的責任」の今日は、かつて4大公害が問題となった時代の企業の水準から、どれだけ進歩したと、言えるのであろうか。

(3) ヨーロッパでは、環境優先を求める地域住民（グリーンコンシューマー）が強力な集団として存在し、その意を受けた地方自治体が地域住民とスクラムを組み、経済社会のグリーン化に取り組むという構図になっている、という⁵⁰⁾。米国でも、前述のように、活発な非営利の市民活動とそれを支える市民、つまり消費者としての市民が形成されている。これに対して、日本では、消費者としての市民は従来、「環境意識は高いが、行動がともなわない」と言われてきており、また、「環境に配慮した製品に関する適切な情報が少ない」など、情報の開示の問題も大きく立ち遅れている。1989年に開始されたエコマークは、99年末現在で商品類型数68、認定商品数3,448にのぼっているが、この制度自体が「行政主導」的であり、また、これが日本の消費者のいわゆる「グリーン購入」を先導してきたとは言いがたい。グリーン購入については、むしろ国、自治体、企業、各種団体などの取り組みが目立っているのが現状であり、「グリーン購入に対する消費者の意識は、今のところまだ十分な行動に結び付いていない」（2000年版・環境白書）のが実態であろう。日本の消費者やNGOが購買行動を通じて企業の経営に影響力を行使するのは、これからの課題である。

注

- 21) 環境庁編『昭和55年版・環境白書—環境政策の進展をふりかえって—』大蔵省印刷局、1980年、149～50ページ、および同上『昭和57年版・環境白書—幅広い環境政策の展開をめざして—』同上、1982年、1ページ。
- 22) 奥地 正「現代日本の国土開発政策」、『現代日本の資本主義』（講座・現代日本社会の構造変化3）有斐閣、1985年、160～61ページ。
- 23) 『昭和62年版・環境白書—国土利用の新たな潮流と環境保全—』大蔵省印刷局、1987年、64ページ。
- 24) 奥地 正「国土開発政策と環境危機」、高内俊一・奥地 正ほか編『80年代日本の危機の構造（上）』法律文化社、1988年、266～69ページ。
- 25) 『昭和63年版・環境白書—地球環境の保全に向けての我が国の貢献—』大蔵省印刷局、1988年、62～75ページ。
- 26) ながた良夫「地球環境問題と大企業—その取り組みの実態と企業の環境責任—」、『経済』1991年2月号（〈研究特集〉地球環境問題—その経済的技術的背景—）72～75ページ、などによる。
- 27) エコビジネスネットワーク編『企業と環境主義—地球環境ビジネス'91』二期出版、1991年、同上編『環境社会資本と企業活動—地球環境ビジネス'93-'94』同上、1993年、などによる。
- 28) 前掲『地球環境ビジネス'93-'94』55～56ページ。
- 29) エコビジネスネットワーク編『企業と環境グローバリズム—地球環境ビジネス'92』二期出版、1992年、46～49ページ。
- 30) 中川涼司「問われる企業の環境責任—「経団連地球環境憲章」を吟味する—」、『経済』1991年7月号を参照。
- 31) 前掲・ながた論文、63～69ページなどによる。
- 32) 前掲『地球環境ビジネス'93-'94』54～55ページ。
- 33) 『平成4年版・環境白書（総説）—持続可能な未来の地球への日本の挑戦—』大蔵省印刷局、1992

- 年, 318ページ。
- 34) 環境庁編『平成9年版・環境白書（総説）—地球温暖化防止のための新たな対応と責任—』大蔵省印刷局, 1997年, 338ページ。
 - 35) 『平成6年版・環境白書（総説）—環境への負荷の少ない社会経済活動に向けて—』大蔵省印刷局, 1994年, 178~79ページ。
 - 36) 通商産業省環境立地局編『産業環境ビジョン—環境問題の新たな展開を踏まえた企業活動への環境配慮の組み込み—（産業構造審議会地球環境部会報告書）』通産資料調査会, 1994年, 103~18ページ。
 - 37) 『平成12年版・環境白書（総説）—「環境の世紀」に向けた足元からの変革を目指して—』ぎょうせい, 2000年, 103ページ。
 - 38) 同上100~101ページを参照。
 - 39) 前掲『産業環境ビジョン』100~101ページ。
 - 40) エコビジネスネットワーク編『地球環境ビジネス2000-2001—産業のグリーン化と地域環境ビジネス—』産学社, 1999年, 119~24ページ。
 - 41) 『平成8年版・環境白書（総説）—恵み豊かな環境を未来につなぐパートナーシップ—』大蔵省印刷局, 1996年, 145ページ。
 - 42) 三橋規宏『日本経済グリーン国富論』東洋経済新報社, 2000年, 236ページより。
 - 43) 「新しい産業革命をめざして」, レスター・R・ブラウン編著, 加藤三郎監訳『地球白書1993-94（持続可能な経済への挑戦）』ダイヤモンド社, 1993年, 341ページ。
 - 44) 「倫理で企業選別の時代に」, 『日本経済新聞』2000年5月15日付け。
 - 45) 前掲『企業と環境主義—地球環境ビジネス'91』36ページ, など。
 - 46) 日本科学者会議公害環境問題研究委員会編『21世紀型企業の環境保全戦略—企業・行政・消費者のパートナーシップ—』水曜社, 1996年, 第4章など。
 - 47) 前掲『地球環境ビジネス'91』30ページ, など。
 - 48) 仲上健一・小幡範雄『エコビジネス論』法律文化社, 1995年, 58ページ, など。
 - 49) 「日本企業, 『環境行動』急げ」, 『日本経済新聞』1997年5月22日付け。
 - 50) 前掲『日本経済グリーン国富論』311ページ。